一般社団法人東京公認心理師協会 選挙規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 一般社団法人東京公認心理師協会(以下「本会」という。)定款第5条第3項に定める代議員の選挙及び第23条第1項に規定する理事並びに同条第2項に規定する会長、副会長及び事務局長の選出を適正に行うために本規程を定める。

(委員会の構成)

- 第2条 本会の代議員の選挙及び理事候補者の選出の管理業務は、選挙管理委員会(以下「委員会」という。)が行う。
- 2 委員会は、本会の正会員から選任された5名の選挙管理委員をもって構成される。
- 3 選挙管理委員は、第1項の選挙の事由が発生する事業年度において、年度当初から3ヶ月以内に本 会の理事会が選任する。ただし、補欠選挙にかかる選挙管理委員については、補欠選挙実施時に選任 する。
- 4 選挙管理委員は、理事又は代議員と兼務することはできない。
- 5 委員会はその代表責任者として、互選により選挙管理委員長を定めなければならない。
- 6 会長は、第3項により委員選任後遅滞なく、最初の選挙管理委員会を招集しなければならない。それ以後の招集は、選挙管理委員長が行うものとする。

(委員会の業務)

- 第3条 委員会は以下の業務を行う。
 - (1) 代議員の選出に関すること
 - (2) 理事候補者の選出に関すること

第2章 代議員の選出

(代議員の選挙権及び被選挙権)

第4条 代議員の選挙権及び被選挙権は、選挙が実施される年度の8月末日(以下「基準日」という。)における本会の正会員が有するものとする。

(代議員の定数)

- 第5条 代議員の定数は本会定款第5条第2項の定めるところにより、基準日における本会の全正会員の数を100名で除して得た人数とする。
- 2 前項の人数の算定に当たり、1名未満の端数が生じたときは、これを1名に切り上げる。

(代議員選出業務)

- 第6条 委員会は代議員の選出に関し、以下の業務を行う。
 - (1) 代議員選出の実施日程等の確定と公示

第2条第6項の最初の選挙管理委員会開催後、遅滞なく代議員選出に関する実施日程及びその実施手続きに関する計画書(以下「選挙公示」という。)を作成し、これを全正会員に公示する。

(2)選挙台帳の作成

第4条による選挙人及び被選挙人名簿を作成する。ただし、会員名簿と同一の場合は、会員名簿をもってこれに代えることができる。

(3) 代議員候補者の届出

各職能領域ごとに、最低2名以上の代議員候補者の届出を要するものとする。代議員候補者になろうとする者は、選挙公示に定める期日(以下「届出締切日」という。)までに、登録済みの所属職能領域(又は副領域)及び委員会の定める事項を、所定の文書で委員長に届け出なければならない。なお、立候補にあたっては、推薦人を2名まで届け出ることができる。また、推薦人は複数の候補者を推薦することはできない。

(4) 候補者名簿作成と公示

前号の候補者の氏名とその所属職能領域を、届出締切日後、選挙公示で定めるところにより、全正会員に公示する。

(5) 届出締切日の延長

代議員の候補者が定数に満たない場合は、選挙管理委員長は、届出締切日を最大2週間延長する ことができる。

(6) 代議員選挙の実施と結果の公示

第7条第1項により厳正な選挙を実施する。開票結果の確定は第7条第2項によりこれを行う。 開票に際し正会員の任意の立ち会いを認める。ただし開票の会場の都合等により人数を制限することがある。委員会は開票業務の終了後、その結果(全体の得票数、得票率、全候補者の得票数及び 当選者)を速やかに全正会員に公示しなければならない。

(投票及び当選者)

- 第7条 代議員の選挙は委員会の定める所定の投票用紙を用いる無記名の郵便投票とし、委員会の定め た指定日までの消印のあるものをもって有効とする。その他無効となる投票内容は委員会の定める規 定によるものとする。
- 2 当選者の確定は、まず、職能領域ごとにそれぞれ得票順により上位2名(以下「職能領域別代議員 当選者」という。)を決定し、次に、登録職能領域の別に関係なく、職能領域別代議員当選者を除い た者の中から得票順に決定する。ただし、同点者の生じた場合は抽選によって決する。
- 3 代議員候補者が、その定数と同数の場合又は定数に満たない場合は、投票は行わない。投票を行わないこととなったときは、選挙管理委員長は、候補者名簿登載者をもって当選者と定め、直ちにその旨を告示しなければならない。

第3章 理事候補者の選出

(理事候補者の選挙権及び被選挙権)

第8条 理事候補者の選挙権及び被選挙権は、第7条により選出された代議員が有するものとする。

(投票及び当選者)

第9条 理事候補者の選出は代議員の互選によるものとし、所定の投票用紙を用いた5名連記、無記名の郵便投票による。この場合において、委員会の定めた指定日までの消印のあるものをもって有効とする。その他無効となる投票内容は委員会の定める規定によるものとする。ただし、定款第25条第1項により理事の連続再任期限を迎えた代議員は被選挙権をもたず、理事候補者にはなれない。

- 2 理事候補者の確定は、まず、登録職能領域ごとに首位の者(以下「職能領域別理事当選者」という。)を決定し、次に、登録職能領域の別に関係なく、職能領域別理事当選者を除いた者の中から得票順に決定する。ただし、同点者の生じた場合は抽選によって決する。
- 3 前項の理事候補者を除いた者を補欠の理事候補者とし、その優先順位は第1項の投票による得票順とする。ただし、同点者の生じた場合は抽選によって先後を決する。
- 4 理事候補者は定款第23条の決議を経て、理事として選任される。

第4章 会長、副会長及び事務局長の選出

(会長の選出)

- 第10条 会長の選出は、第9条第4項に規定する理事選任を決議した代議員会に引き続き、理事会に おいて理事の互選による単記無記名投票によってこれを行い、投票数の過半数を得た者を会長とす る。ただし、投票数の過半数を得た者がいない場合には、得票順に2位までの者について再度投票を 行い、投票数の過半数を得た者を会長とする。
- 2 前項の規定により会長として選出された者は、理事会において過半数の多数による決議を受けて選定されたものとみなす。

(副会長の選出)

- 第11条 副会長の選出は会長の選出に引き続き、理事会において理事の互選によるものとし、選出すべき員数分の連記無記名投票によってこれを行い、投票数の過半数を得た者のうち、得票順に副会長とする。ただし、投票数の過半数を得た者がいない場合又は過半数を得た者が選出すべき員数に満たない場合には、得票順に、当該投票において選出すべき員数の2倍に当たる順位の者までについて再度選出すべき員数分の連記無記名投票を行い、過半数の票を得た者が選出すべき員数に満つるまでこれを繰り返すものとする。
- 2 前項の投票の結果、同点者が生じたことにより選出すべき員数を超えることとなる場合は、同点者について単記無記名による投票を行い順位を決する。
- 3 第1項及び前項の規定により副会長として選出された者は、理事会において過半数の多数による決議を受けて選定されたものとみなす。
- 4 第1項の投票(同項ただし書の投票が行われた場合は、最初に過半数の票を得た者があった投票) において、最も得票数の多かった者を、筆頭副会長とする。

(事務局長の選出)

第12条 事務局長の選出は、前2条の選出に引き続き、理事会の決議により選定されるものとする。

第5章 補欠者

(補欠者)

- 第13条 代議員に欠員が生じた場合は、第7条第1項及び第2項により実施された選挙において当選者を除いて得票数の多かった者から順に繰り上げて補う。
- 2 第7条第3項により繰り上げる者がいない場合並びに欠員が生じた場合には補欠の代議員の選挙を 実施することができる。
- 3 補欠の代議員を選挙する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。
- (1) 当該候補者が補欠の代議員である旨

- (2) 当該候補者が特定の代議員の補欠の代議員として選任するときは、その旨及び当該特定の代議員の氏名
- 4 第2項の補欠の代議員選挙実施後代議員に欠員が生じた場合は、同項の選挙において当選者を除いて得票数の多かった者から順に繰り上げて補うことができるものとし、選挙結果が効力を有する期間は、現任代議員の任期が満了するときまでとする。
- 5 会長が欠けた場合は、第10条を準用する。また、副会長が欠けた場合は、第11条を準用する。
- 6 事務局長について欠員が生じた場合は、第12条に従って選定する。
- 7 会長、副会長、事務局長以外の理事につき欠員が生じ補欠の理事を選任する場合は、第9条第3項 に規定する補欠の理事候補者について代議員会の決議を行うものとする。
- 8 前項の場合において、補欠の理事候補者がいない場合は補欠選挙を実施することができるものとし、選挙権及び被選挙権は現任代議員が有する。投票の方法は第9条第1項の「5名連記」を「欠員数分の連記」と読み替えて適用し、理事候補者の確定は得票順に決定する。ただし、同点者の生じた場合は抽選によって決する。なお、補欠の理事候補者は、代議員会の決議を経て補欠の理事に選任される。
- 9 前8項の規定によって選出された者の任期は、定款の定めるところにより前任者の任期の満了する時までとする。

(補欠選挙)

第14条 前条に定める補欠選挙の実施は、理事会の決議によるものとする。

第6章 選挙録

(選挙録)

- 第15条 選挙管理委員長は代議員及び理事の選出における選挙録を作成する。
- 2 前項の選挙録は当該選挙にかかる代議員及び理事の任期間、保存しなければならない。

第7章 選挙の疑義

(選挙の疑義)

第16条 代議員の選挙に関して疑義を生じたときは、委員会で処理されることを原則とする。

第8章 規程の変更等

(規程の変更)

第17条 本規程は、理事会の決議によりこれを変更することができる。

(委任)

第18条 本規程の施行に関して必要な事項は、本規程に別に定めがある場合を除き、理事会の決議を 経てこれを定める。

附則

- 2019年1月13日改定
- 2019年2月20日施行
- 2024年6月7日改定・施行